

装身具が示す官人の存在

服装・装身具から「人」を見る

現在でも、服装からその人の所属社会、年代、社会的立場などが分かる場合があります。例えば、学生服を着た人を見ると、その人の在学する学校を推定することができますし、職業上身にまとっている各種制服も、その人の職種を知る手掛かりとなります。

装身具においても同様です。断定はできませんが、左手薬指の指輪の有無は、その人が未婚か既婚かを知るうえで手掛かりとなります。

現在と同様に、過去においても、服装と装身具はそれを身にまとった人物が所属社会集団においてどのような立場であったか示す重要な手がかりとなるのです。

古代官人の姿

日本の歴史上、服装の制度が公に立法化されたのは、有名な推古朝の『冠位十二階』（推古11年：西暦604年制定）に遡ります。この制度は、当時の諸豪族を官僚制度下に組み込むために発案されたものと考えられていますが、その後官位服飾に関する制度は複数回変更され、8世紀に至ると冠位制に代わり位階制が導入されます。奈良時代に制定された「衣服令」（『養老律令』天平宝字元年施行：西暦757年）を見ると、皇太子以下親王・諸王・諸臣を礼服で、六位以下の官人層を朝服で、無位以下を制服で、武官に関しては礼服と朝服とで服装や装身具、持ち物を細かく規定していることが分かります。例えば服の色に関して。服や袴は、黄丹・紫・緋・緑・縹・黄・椽というように色で序列を設け、濃淡を併用し11段階の区分が設定されていたようです。

黄丹 深紫 浅紫 深緋 浅緋 深緑 浅緑 深縹 浅縹 黄 椽
(おうに) (こきむらさき) (あさきむらさき) (こきあけ) (あさきあけ) (こきみどり) (あさきみどり) (こきはなだ) (あさきはなだ) (きぞめ) (つるはみ)

他の服装と装飾品についても、色の違いを原則としていますが、その素材によって五位以上と六位以下を大きく二分していました。頭巾は五位以上が羅（高級絹）、六位以下が縵（絹）、笏は五位以上が牙笏（象牙や犀角）、六位以下が木笏、腰帯は五位以上が金銀装腰帯（銅製の腰帯飾りに鍍金・鍍銀を施したものの）、六位以下が烏油腰帯（銅製の腰帯飾りに黒漆を塗って仕上げたもの）、という具合です。

この内、吉田遺跡で発見されているものは銅製で黒漆が塗られた腰帯飾りと、黒い石でつくられた腰帯飾りです。ここで腰帯の歴史を紐解くと、従来原料に銅を用いることが定められていた腰帯飾りですが、銅銭（富壽神寶）鑄造のため延暦15年（西暦797年）に原材料を石に変更する法令が出されます。その後、大同2年（西暦807年）に銅製腰帯飾りの使用が再開され、弘仁元年（西暦810年）には再び銅の使用が禁ぜられます（『日本後紀』）。

吉田遺跡出土の銅・石2種類の帯飾りは、奈良時代から平安時代にかけて、吉田の地に下級官人が存在したことを証明すると同時に、「銅」にまつわる当時の社会的混乱を示す証拠として貴重な資料となっているのです。